

2 重点分野・主要施策

計画期間中に取り組むべき施策の方向性を示すものとして、6つの重点分野((1)～(6))を設定しています。

次に、これらの6つの重点分野を実現するための主要な取組みとして、重点分野ごとに主要施策(丸数字)を設定しています。

さらに、主要施策(丸数字)ごとに「現状と課題」、「目指すべき方向」を明記し、その実現に向けた具体的な取組みとして「個別施策」を記載しています。

なお、介護保険法第118条等により、都道府県は、市町村が行う「被保険者の自立支援、介護予防又は重症化防止」及び「介護給付の適正化」の取組みを支援するための取組みに関して、本計画中に、取り組むべき事項及びその目標値を定めることとされています。

本県では、以下に記載する「個別施策」の中から、重点的取組みに設定した項目に()を付し、具体的な目標値を記載しています。

これらの項目については、介護保険法に基づく実績評価を毎年度行い、PDCAサイクルによる取組みの推進を図ります。

(1) 生涯現役社会の実現と自立支援の推進

「長寿で輝く」社会の実現のためには、高齢者が生涯を通じていきいきと活躍できる生涯現役社会の実現やそれを支える健康づくりが必要です。

また、高齢者の自立支援につながるケアマネジメントを通じて、高齢者が住みたいと思う地域で、できる限り生活し続けられるようにすることが必要です。

いきがい就労の促進

【現状と課題】

- ・ 本県は全国有数の長寿県（平均寿命は男性が全国7位、女性が全国6位）で、65歳から75歳未満の要介護認定率は4.2%となっています。また、「高齢者に関する定義検討ワーキンググループ」報告書では、現在の高齢者は10年～20年前に比べて5歳～10歳若返っており、高齢者は社会の支え手であるとの提言もなされています。
- ・ また、高年齢者雇用安定法が改正され、令和3年（2021年）4月1日から、企業に対し70歳までの雇用確保措置の努力義務が設けられることとなり、より就労意欲のある高齢者に対する法制度も整いつつあります。
- ・ しかしながら、65歳以上の高齢者の7割以上が働く意欲を保持しながら、実際の就業率は約2割にとどまっている状況であること、また、就労は健康づくりや介護予防にもつながるとされていることから、「生涯現役社会」の実現に向けては、高齢者一人ひとりの希望や能力に応じた働き方を推進していくことが必要です。

【目指すべき方向】

- ・ 高齢者が住み慣れた地域で、本人の希望や能力を活かしながら、生きがいを持って暮らすことができる「生涯現役社会」を実現するため、高齢者の就労機会を拡大するための取組みを推進します。

【個別施策】

高齢者の希望や能力に応じた多様な就労の促進

- ・ 高齢者の就労促進を目的とした熊本県生涯現役促進地域連携協議会と連携し、事業者向けの高齢者雇用に関するセミナーや高齢者向けの就労セミナーの開催による啓発活動、事業者に対する働く場の拡大の働きかけ、就労に係る総合相談等を実施します。
- ・ ハローワーク、シルバー人材センター、高齢者無料職業紹介所等を通じて就職を希望する高齢者と求人を行う事業所とのマッチングを行い、高齢者

の多様な就労等を推進します。

- ・高齢者が活躍できる社会を目指すことを目的とする「九州・山口70歳現役社会推進協議会」において、同協議会委員である各県、経済団体等と連携のもと、高齢者の活躍に向けた理解促進のための周知活動、国への提言要望等を行います。

地域・社会活動の推進

【現状と課題】

- ・県民の約3割が65歳以上の高齢者であり、今後、更なる高齢化が見込まれることから、高齢者が「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域社会の中でいきいきと暮らし、積極的に地域・社会活動に参加していくことが期待されます。
- ・しかしながら、高齢者自身が社会活動への関心を持ちつつも、具体的な活動には至っていない状況があるため、活動につながるきっかけづくりや、活躍の場を拡大していくことが必要です。
- ・また、定年延長等の影響により地域・社会活動への参加者が減少傾向にあることから、新たな年齢層を開拓していくことも必要です。

【目指すべき方向】

- ・高齢者が積極的に社会を支える存在として活躍し、世代を超えて地域住民が支え合う地域づくりを推進します。
- ・高齢者一人ひとりの役割を引き出し、生きがい生まれる場づくりを推進します。

【個別施策】

高齢者の社会参加に向けた意識啓発・活動の場の提供

- ・ねんりんピック出場選手やシルバー作品展出品者等をシルバーインストラクターとして登録し、地域からのスポーツ文化活動の指導等の要請に応じて登録者を派遣します。
- ・元教職員等の高齢者を含む地域人材を活用し、家庭の事情等により学習や体験活動をする機会が十分に確保されにくい子どもに対して学習支援や体験・交流の機会の提供等の支援を実施します。

老人クラブ活動の推進（シルバーヘルパーの育成等）

- ・元気な高齢者が一人暮らしや体の弱い高齢者宅を訪問し、話し相手や生活援助等を行う友愛訪問員（シルバーヘルパー）活動を推進します。

ボランティア活動への参加促進

- ・ボランティアポイント制度等を活用したボランティアの育成や、活動の継

続につながる市町村の取組みを支援します。

健康寿命の延伸に向けた健康づくりの推進

【現状と課題】

- ・本県の平均寿命は男女とも全国で上位であるものの、健康寿命は全国で中位のため、健康な状態を長期にわたって継続するための取組みが必要です。

【目指すべき方向】

- ・高齢者の健康寿命の延伸のため、高齢者の健康づくりを引き続き推進していきます。
- ・高齢者の心身の多様な課題にきめ細やかに対応していくため、関係団体との連携体制の構築等を支援します。

【個別施策】

シルバースポーツ交流大会（熊本ねんりんピック）の開催

- ・シルバースポーツ交流大会等を通じて、スポーツや文化活動を通じた高齢者の健康と生きがいづくりや、高齢者相互の交流推進を図ります。

老人クラブによる健康づくりの活動推進

- ・老人クラブが取り組んでいる体力測定等の健康づくり事業を活性化して、健康づくりを進めます。

高齢者の身体活動・運動の推進

- ・日常生活での運動習慣の定着を図るため、講演会等をとおした意識啓発や歩数計アプリ等の活用促進に取り組めます。
- ・フレイルを予防するため、高齢者の身体活動・運動の重要性について啓発を行うとともに、市町村等の介護予防の取組みを支援します。また、研修会等を通じて関係職員の資質向上や関係者間の連携を強化します。
- ・医療機関や介護事業所等に「ロコモ 予防応援団」への登録を呼びかけ、その応援団を活用した普及啓発活動を推進します。

高齢者の食生活の支援

- ・高齢になっても健康的な食生活を実践できるよう、飲食店や弁当惣菜店等で量や軟らかさに配慮した料理が提供されるなどの食環境の整備を図ります。
- ・食生活改善により低栄養を予防し、フレイル予防につなげるため、食生活改善推進員等による健康づくりや食生活支援のボランティア活動を支援し

フレイルとは、加齢が進むにしたがって徐々に心身の機能が低下し、日常生活活動や自立度が低下していく状態（虚弱）のことで、要介護状態に陥る最たる要因と言われています。しかるべき介入があればフレイルは予防できるとも言われています。

ロコモティブ・シンドロームとは、運動器の障がいにより、暮らしの中の自立度が低下して、介護が必要になることや、寝たきりの可能性が高くなる状態のことで、要介護状態の主要な原因ともなっています。

ます。

高齢者の歯・口腔の健康づくり

- ・高齢者の生活の質の維持・向上を図るために、オーラルフレイル 対策として、歯と全身の健康状態との関係や食べる機能の維持・確保に関する知識を普及し、8020運動の推進を図るとともに、要介護者及び介護予防対象者等の口腔機能の維持・回復に寄与する人材を育成します。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の取組みへの支援

- ・市町村における取組みの推進に向けて、好事例の横展開や関係団体との連絡調整、事業の取組結果に対する評価や効果的な取組みの分析を進めます。

農業・農村との連携

- ・農業、農村の持つ多面的機能の一つである心身の機能回復効果を活用し、農作業等を通じた健康づくり等の取組みに加え、農業参入や農作業に取り組みたい福祉団体と、農繁期の人手不足等の農業関係者のニーズとのマッチングを図るなど、福祉と農業が連携した取組みを推進します。

総合型地域スポーツクラブの育成支援

- ・市町村と連携し、総合型地域スポーツクラブの設立・運営支援及び質的充実を図り、高齢者の疾病予防対策としてのクラブ活用を推進します。

熊本型自立支援ケアマネジメントの推進（ ）

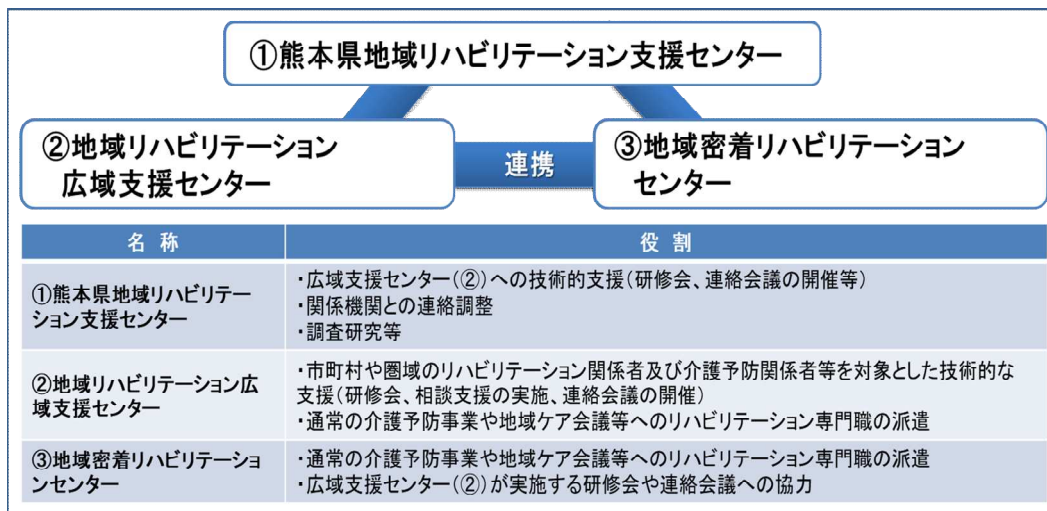
(地域リハビリテーション体制の充実)

【現状と課題】

- ・高齢者が心身ともに健康で身近な地域の活動に参加しながら自立した生活を送ることができるよう、地域ケア会議や住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する必要があります。
- ・地域リハビリテーション活動の充実に向けて、医療や介護の多様な専門職団体と連携しながら、地域リハビリテーションを次の3層構造で推進しています。

オーラルフレイルとは、フレイル（虚弱）の前虚弱期に見られる症状（滑舌が悪くなった、食事によく食べこぼすようになった、むせることが多くなった、噛めない食品が増えたなど）を指し、健やかで自立した暮らしを長く保つためには、この段階で早く気づき予防、改善することが大切です。

【地域リハビリテーション体制】



- ・また、令和2年7月豪雨災害の影響による高齢者の生活不活発病対策として、仮設住宅等における生活環境の調整や介護予防活動等の災害リハビリテーション活動を実施します。

【目指すべき方向】

- ・一人でも多くの高齢者が少しでも長い期間、心身ともに健康で身近な地域の活動に参加しながら安心して暮らすことができるよう、熊本の強みである地域リハビリテーション体制を活かし、医療・介護等、様々な分野の多職種の専門職と連携・協力して熊本型自立支援ケアマネジメントを推進します。

【個別施策】

熊本県地域リハビリテーション支援センターによる支援

- ・地域リハビリテーション広域支援センターや地域密着リハビリテーションセンター等の関係者に地域リハビリテーションに関する研修や相談支援等を行います。

地域リハビリテーション広域支援センターによる支援

- ・地域密着リハビリテーションセンター等の専門職に対する研修会や連絡会の開催、相談対応、実地支援等を通じて、専門職人材の育成や顔の見える関係づくりを推進し、地域における専門職派遣体制の充実を図ります。

地域密着リハビリテーションセンター等による支援

- ・地域リハビリテーション広域支援センターや地域密着リハビリテーションセンターから、通所、訪問、地域ケア会議及び介護予防に係る住民運営の通いの場等に専門職を派遣し、地域の取組みを支援します。

災害時のリハビリテーション体制の整備

- ・災害時に避難所や仮設住宅等へのリハビリテーション専門職の派遣等に係

る体制を速やかに構築するため、地域リハビリテーション体制との連携による災害時のリハビリテーション体制の強化や、実践的な研修等を通じて人材育成に取り組みます。

(地域包括支援センター等の機能強化)

【現状と課題】

- ・地域包括支援センターは、高齢者からの総合相談や権利擁護をはじめ、介護予防ケアマネジメント、医療と介護の連携、生活支援等を担う地域包括ケアシステムにおける中核的な機関であり、その充実・強化が必要です。

【目指すべき方向】

- ・研修等によるケアマネジメント力の向上を通じ、地域包括支援センターの体制強化を推進します。
- ・自立支援のためのケアマネジメントを推進するため、様々な職種（地域包括支援センター職員、介護支援専門員、リハビリテーション専門職、看護職員、在宅歯科従事者等）に対して、自立支援志向の意識の醸成や自立支援のスキルアップ、多職種連携体制の構築等を支援します。

【個別施策】

地域包括支援センターの機能強化

- ・地域包括支援センターの職員等を対象とした研修会の開催等を通じてケアマネジメント力の向上を図ります。また、管理者を対象とした研修会等で、地域包括支援センターの事業評価の活用等について周知、技術支援を行うことで、地域包括支援センターの機能強化につなげます。
- ・地域包括支援センターが行う介護予防活動や地域ケア会議等への専門職人材の派遣体制を強化します。

地域ケア会議の充実・機能強化

- ・自立支援型ケアマネジメントを実施したり、地域課題の解決につながる地域資源の開発や、市町村の政策形成に関する提案を行う地域ケア会議の開催促進を図ります。
- ・また、熊本県地域リハビリテーション支援センターや地域リハビリテーション広域支援センター、リハビリテーション専門職団体と連携して専門職人材の育成に取り組むとともに、地域ケア会議アドバイザーとしての専門職人材の派遣体制を構築します。

自立支援のためのケアマネジメントへの支援

- ・地域包括支援センター職員等を対象とした介護予防ケアマネジメント研修等を開催します。また、県内のリハビリテーション専門職団体と連携し、

研修等を通じ自立支援を推進できる専門職人材の育成を図ります。

高齢者の自立支援に向けた多職種に対する人材育成

- ・介護支援専門員や介護事業所の看護職員、在宅歯科従事者（歯科医師及び歯科衛生士）、リハビリテーション専門職等の多職種に対して、自立支援の重要性、各々のスキルや多職種連携等に関する研修等の実施を支援します。

介護予防の推進と生活支援体制の整備

【現状と課題】

- ・地域における介護予防の取組みについて、市町村や地域包括支援センター等と連携し、活動への参加者や「通いの場」が継続的に拡大していくような地域づくりを進める必要があります。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業 が始まり、各市町村は、地域の実情に応じた生活支援サービス等の充実に取り組んでいます。今後、高齢者が住み慣れた家や地域での生活を継続させていくためには、利用者のニーズに応じ、見守り、配食、買い物や家族介護者への支援等の多様なサービスが、インフォーマルなサービスも含め幅広く求められています。
- ・また、介護予防事業に積極的に取り組んでいる市町村では、高齢者の生活機能の維持改善が図られるとともに、結果的に要介護認定率の低下や介護給付費の抑制等につながっているところもあります。
- ・しかしながら、全体的には要介護認定者数の増加が見込まれるため、リハビリテーションに係る専門職や関係機関等の基盤の強化等、介護予防に向けてのより一層の取組みの充実が必要です。
- ・さらに、高齢者が健康な状態を長期にわたって継続していけるよう、医療専門職が「通いの場」等にも積極的に関与できる体制づくりを整備し、介護予防と生活習慣病等の疾病予防・重症化予防の取組みを一体的に進めていくことも必要です。

【目指すべき方向】

- ・市町村が、医療や介護の充実に加え、地域の実情に応じて、ボランティア、NPO、地域住民等の様々な主体による多様な生活支援サービスを充実させることができるよう支援します。
- ・介護予防活動の充実を通じ、手段的日常生活動作（IADL）を向上させ、高齢者が地域の中で生きがいや役割を持ち自立した生活を送ることができる

総合事業は、平成 27 年の介護保険改正により介護保険から切り離された要支援の介護予防給付の一部（訪問介護と通所介護）と、従来の市区町村で行われていた介護予防事業が編成し直されて整備された制度で、要支援者と 65 歳以上の全ての高齢者が対象になります。介護サービス事業者による介護予防サービスに加え、NPO や民間企業、ボランティア等地域の多様な主体がサービスを提供していくことが特徴です。

よう支援します。

- ・高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、市町村における保健事業と介護予防の一体的な実施の取組みが円滑に進むよう、関係団体との連携体制の構築等を支援します。

【個別施策】

介護予防・日常生活支援総合事業や生活支援サービスの充実

- ・市町村や地域包括支援センターを対象とした研修会等を通じて、多様な生活支援サービスの充実に向けた取組みを促進するとともに、民間団体等に対するサービスの立ち上げ支援を行うなど、多様な主体の参画を促進します。また、地域の多様な主体との連携体制の構築等に向けた市町村支援の充実を図ります。

活動と参加による介護予防の推進

- ・高齢者が住み慣れた身近な場所において、継続的に介護予防の様々な取組みに参加できるよう、地域住民が運営する「通いの場」の普及・拡大を進めます。

「地域の縁がわ」の普及促進

- ・誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、地域の誰もが気軽に集い支え合う地域の拠点「地域の縁がわ」の更なる普及を進めるとともに、「地域の縁がわ」を中心に地域で行われる地域福祉活動が充実するよう、活動の活性化を支援します。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の取組みへの支援【再掲】

- ・市町村における取組みの推進に向けて、好事例の横展開や関係団体との連絡調整、事業の取組結果に対する評価や効果的な取組みの分析を進めます。

見守りネットワークの構築

【現状と課題】

- ・高齢者のみで構成される世帯は今後も増加することが見込まれており、かつ、地域とのつながりの希薄化等による地域コミュニティ機能の低下とも相まって「孤独死」、「悪質商法による被害」等の問題が生じています。

【目指すべき方向】

- ・高齢者の安全・安心の確保のため、高齢者の見守りネットワークの構築及びその機能強化について、引き続き推進していきます。

【個別施策】

重層的な見守り体制の構築

- ・市町村や社会福祉協議会が、民生委員、地域住民、社会福祉法人、NPO法人、民間企業等と連携した重層的な見守り体制を構築できるよう、支援します。
- ・地域福祉活動のキーパーソンとなりうる自治会役員や民生委員、NPO法人、社会福祉施設職員等向けに地域福祉のリーダー養成研修等を行います。

高齢者等の消費者被害の未然防止・早期救済

- ・市町村の見守りネットワーク構築を支援するとともに、更に効果的に市町村及び地域の関係者が連携して見守り活動を行えるよう、消費者安全確保地域協議会への移行を推進します。